

守口市水道局建設工事等競争入札発注基準

1 入札方式

(1) 建設工事

① 条件付き一般競争入札

地域要件（市内業者及び準市内業者限定等、以下同じ。）を付さずに、入札公告により入札参加者を募る競争入札であり、予定価格（税込）1億5,000万円以上の建設工事を対象とする。

また、地域要件付き一般競争入札に付したが不調・不落到終わった案件について、二度目以降に実施する一般競争入札も対象とする。

② 地域要件付き一般競争入札

地域要件を付して、入札公告により入札参加者を募る競争入札であり、予定価格（税込）130万円超1億5,000万円未満の建設工事を対象とする。

ただし、当該金額であっても、地域要件の入札参加業者数が少ない（原則5業者）と見込まれる場合、特殊な技術が必要な場合及び発注時期によっては競争性や公正性・公平性の確保が図れない場合等、本市水道局の工事の発注状況等を総合的に勘案して、1 (1) ①の入札方法により入札を実施することがある。

①及び②の入札参加に必要な総合評点・元請実績等は、別表のとおりとする。

③ 指名競争入札

指名競争入札については、上記①及び②の入札方式により入札に付したが不調・不落到終わった場合等、特段の事情がある場合に限り行うものとする。

(2) 測量・建設コンサルタント等業務委託

予定価格（税込）50万円超の建設工事に係る測量・建設コンサルタント等業務委託については、原則として条件付き一般競争入札とすることとし、入札参加に必要な元請実績等は、別表のとおりとする。

2 その他

(1) 市内業者、準市内業者及び市外業者について

① 市内業者は、守口市内に建設業法上の主たる営業所を置く者とする。

② 準市内業者は、守口市内に上記2 (1) ①の営業所以外の建設業法上の営業所・支店等を置く者とする。

③ 市外業者は、守口市外に上記2 (1) ①及び②以外の建設業法上の営業所・支店等を置く者とする。

(2) 受注限度件数

本市水道局総務課が発注する入札案件の受注限度件数は、次のとおりとする。

- ① 市内業者が同年度に受注できる工事件数は、3件までとする。
- ② 準市内業者が同年度に受注できる工事件数は、2件までとする。
- ③ 市外業者が同年度に受注できる工事件数は、1件までとする。

※ 上記①から③までの受注限度数は、随意契約案件を除く。

※ 複数年契約の工事案件を受注した場合の受注件数の数え方は、初年度1件のみ加算し、次年度以降は加算しないものとする。

※ 工事案件ごとに、建設業法上の適切な技術者を配置できることを条件とする。

※ 入札に係る案件を受注し施工中の者は、工事の竣工検査に合格し、引渡しが完了するまで、他の同一業種の入札に係る案件には参加できないものとする。

【別表】

1 総合評点（建設工事のみ）

予定価格（税込）	総合評点		
	市内業者	準市内業者	市外業者
2.5億円以上	800点以上	850点以上	1,000点以上
1.5億円以上 2.5億円未満	700点以上	750点以上	900点以上
1億円以上 1.5億円未満	600点以上	650点以上	※800点以上
1億円未満	点数制限なし	点数制限なし	点数制限なし

※ 予定価格1.5億円未満であっても、本文1(1)①の入札方法により入札を実施する場合に適用する。

2 元請実績

- ① 市内業者：予定価格（税抜）の25%程度
- ② 準市内業者：予定価格（税抜）の30%程度
- ③ 市外業者：予定価格（税抜）の50%程度

ただし、条件によっては、元請実績を求めない場合や価格以外の要素（種類・規模等）を考慮した元請実績を求めることがある。

なお、予定価格（税込）500万円未満の建設工事の入札については、原則として、元請実績を求めないこととする。

3 条件設定

本発注基準はあくまでも発注案件全体の目安となるものであり、上記別表1または

2を条件とせず、案件ごとに個別の条件設定をする場合については、本市水道局の工事の発注状況等を総合的に勘案して、本市水道局が所掌する審査会において決定する。

附 則

本発注基準は、令和6年4月1日から施行する。